

平成30年度決算に基づく

財政健全化審査意見書

経営健全化審査意見書

鈴鹿市監査委員

鈴 監 第 152 号
令和元年8月16日

鈴鹿市長 末松 則子 様

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之
同 飯 田 時 生
同 森 雅 之

平成30年度決算に基づく財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、審査に付された下記に掲げる関係書類について、審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

記

- 1 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 平成30年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成30年度決算に基づく財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、管理されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、管理されているものと認められる。

記

(単位：%)

決算年度 比率名	平成30年度	平成29年度
実質赤字比率	— (11.52)	— (11.53)
連結実質赤字比率	— (16.52)	— (16.53)
実質公債費比率	2.8 (25.0)	4.4 (25.0)
将来負担比率	— (350.0)	10.3 (350.0)

※ 「—」は実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

※ 括弧内は早期健全化基準を示す。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率については、実質赤字額がない状態となっている。

なお、前年度も実質赤字額がない状態となっていた。

イ 連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がない状態となっている。

なお、前年度も連結実質赤字額がない状態となっていた。

ウ 実質公債費比率については、2.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態となっている。

なお、前年度と比較すると1.6ポイント改善している。

エ 将来負担比率については、将来負担額がない状態となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態となっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項はない。

平成30年度決算に基づく経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、管理されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、管理されているものと認められる。

記

比率名・決算年度 会計・事業名		資金不足比率 (%)	
		平成30年度	平成29年度
水道事業会計	水道事業	— (20.0)	— (20.0)
	公共下水道事業	— (20.0)	— (20.0)
下水道事業会計	農業集落排水事業	— (20.0)	— (20.0)

※ 「—」は資金不足額がないことを示す。

※ 括弧内は経営健全化基準を示す。

(2) 個別意見

ア 資金不足比率については、上記いずれの事業会計においても資金不足額が生じておらず、資金不足比率は算定されない。

なお、前年度も資金不足額は生じていない状態となっていた。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項はない。